

- c 実施していない
- d その他

表-19 融資制度の実施状況

回 答	事業体数	割合 (%)
実施している	13	5.2
今後実施したい	0	0.0
実施していない	222	88.8
その他	0	0.0
回答無し	15	6.0
計	250	100.0

## ②融資制度の概要

上記で、「実施している」という回答があった13事業体に当該制度について融資金額の上限額、融資条件、償還期間・回数、利用実績（平成15年度の件数、融資額）を尋ねたところ以下のような回答であった。

融資制度の上限金額は1件当たり16,000,000円を最高額として、最低が300,000円となっているが概ね500,000円程度が平均の融資額のようなものである。また、年利率は無利子融資のものから最高で3.00%となっており、変動利率を適用している事業体もある。償還期間は20回から最長で120回となっている。しかしながら、その利用実績は低水準であり、全13事業体を通して3件、金額にして1,852,000円となっている。

表-20 融資制度の概要

事業体	上限金額/ 1件当たり(円)	融資条件/ 年利率(%)	償還期間/ 回数(回)	利用実績(平成15年度)	
				件数	融資額(円)
弘前市	¥500,000	利子補給 無利子融資0%	60	0	¥0
盛岡市	¥800,000	無利子	54	0	¥0
塩竈市	¥500,000	1.65%	36	0	¥0
仙台市	¥500,000		36	1	¥22,700
川崎市	¥16,000,000	2.10%	60	1	¥330,000
岐阜市	¥1,000,000	2.75%	60	0	¥0
八尾市	¥300,000	変動利率	24	0	¥0
神戸市	¥2,000,000	3.00%	120	0	¥0
西宮市	¥300,000		20	0	¥0
広島市	¥500,000	1.40%		0	¥0
下関市	¥2,000,000	1.50%	60	1	¥1,500,000
北九州市	¥500,000	2.60%	36	0	¥0
福岡市	¥500,000	2.15%	60	0	¥0

③融資制度の対象としている範囲

上記で、13事業体がどの範囲までを融資制度の対象としているかとの設問に対しては、公道部分よりも宅地境界からメータ、給水栓までを対象としている事業体が多かった。

表-21 融資制度の対象範囲

対象とする 範囲	公道部分 (公私境界 まで)	私道部分① (公私境界か ら止水栓)	私道部分② (止水栓から 宅地境界)	宅地境界か らメータま での間	メータから 給水栓
事業体数	8	8	8	10	11

(注1) 各事業体ごと、対象となる区分全てにチェックしていただいた。

④融資制度を鉛製給水管の更新促進策として実施する主な理由

上記で、「実施している」と回答した13事業体のうち、46.2%が「事業体による取り組みだけでなく、給水装置所有者による更新により早期に解消するため」、30.8%が「以前から給水装置工事に対する融資制度があったため」と回答し、「給水装置所有者にも更新にかかる経費を負担してもらうため」を選択した事業体は無かった。

また、「その他」の内容としては「給水装置工事への融資であり、鉛製給水管の更新を対象としたものではない」といったものがあった。

6-3 〔問6-1〕で a または b を選択した事業体にお尋ねします。

融資制度を鉛製給水管更新促進策として実施する主な理由を1つお答え下さい。

- a 事業体による取り組みだけでなく、給水装置所有者による更新により早期に解消するため
- b 給水装置所有者にも更新に係る経費を負担してもらうため
- c 以前から給水装置工事に対する融資制度があったため
- d その他

表-22 融資制度を実施する主な理由

回 答	事業体数	割合 (%)
事業体による取り組みだけでなく、給水装置所有者による更新により早期に解消するため	6	46.2
給水装置所有者にも更新にかかる経費を負担してもらうため	0	0.0
以前から給水装置工事に対する融資制度があったため	4	30.8
その他	2	15.4
回答無し	1	7.6
計	13	100.0

(注1) 主な理由であるため、設問における選択肢は1つを選ぶよう指示している。

⑤融資制度を鉛製給水管更新促進策として実施しない理由

上記で、「実施していない」と回答した 222 事業体に融資制度を鉛製給水管更新促進策として実施しない主な理由を尋ねたところ、以下のような回答であった。

「他の制度（水道事業体による更新など）で対応出来る」との回答が 66 事業体（29.7 %）と最も多く、次に「利用者を見込みにくい」が 50 事業体（22.5 %）、3番目が「融資制度を実施するための体制が組めない」で 37 事業体（16.6 %）となっている。

なお、「その他」との回答が 33 事業体（14.9 %）あったが、その内訳は「建て替えや布設替時に実施」、「自然解消を待つ」、「調査中」といった回答が多かった。

6-4 〔問6-1〕で c を選択した事業体にお尋ねします。

融資制度を鉛製給水管更新促進策として実施しない主な理由を1つお答え下さい。

- a 利子補給（無利子融資の場合）や事業資金の金融機関への預託など経費がかかる
- b 金融機関等との交渉など制度を作る作業が難しい
- c 利用者を見込みにくい

- d 融資制度を実施するための体制が組めない
- e 他の制度（水道事業者による更新など）で対応できる
- f その他

表-23 融資制度を鉛製給水管更新促進策として実施しない主な理由

回 答	事業体数	割合 (%)
利子補給や事業資金の金融機関への預託など経費がかかる	25	11.3
金融機関等との交渉など制度を作る作業が難しい	3	1.4
利用者を見込みにくい	50	22.5
融資制度を実施するための体制が組めない	37	16.6
他の制度（水道事業者による更新など）で対応出来る	66	29.7
その他	33	14.9
回答無し	8	3.6
計	222	100.0

(注1) 主な理由であるため、設問における選択肢は1つを選ぶよう依頼している。

⑥その他鉛製給水管更新促進施策を実施しているか

上記の起債制度、助成制度、融資制度等以外に何かしらの鉛製給水管更新促進施策を実施しているかとの回答は、概ね以下のとおりである。

- ・給水装置は、私有財産であることを「水道だより」「ホームページ」を利用し、広報を実施。
- ・経年管対策事業等に併せた鉛製給水管の解消促進。広報紙やホームページで鉛製給水管に関する情報提供に努めている。
- ・公道下においての、鉛管破裂、漏水等時は、宅内一部分（1m）まで、外線切替を同時に実施。
- ・老朽管更新、漏水修繕及び下水道、ガス等の共同工事等において鉛製給水管の更新を図る。
- ・平成14年度に公道下は完了。残存しているメータ廻りの鉛製給水管に漏水事故があった時は、事業者負担でHIPV管に交換。また、給水装置の改造工事の際は、所有者に鉛製給水管の交換を指導。
- ・非開削工法の採用による施工の効率化・コスト縮減、ポリエチレン被覆管の採用によるコスト縮減、公共施設を優先的に実施（H.17完了予定）。
- ・メータから蛇口までの鉛製給水管取替について、一定の条件が合えば住宅金融公庫のリフォーム融資が適用されることから、当局並びに住宅金融公庫のHP該当部分をリンクしている。